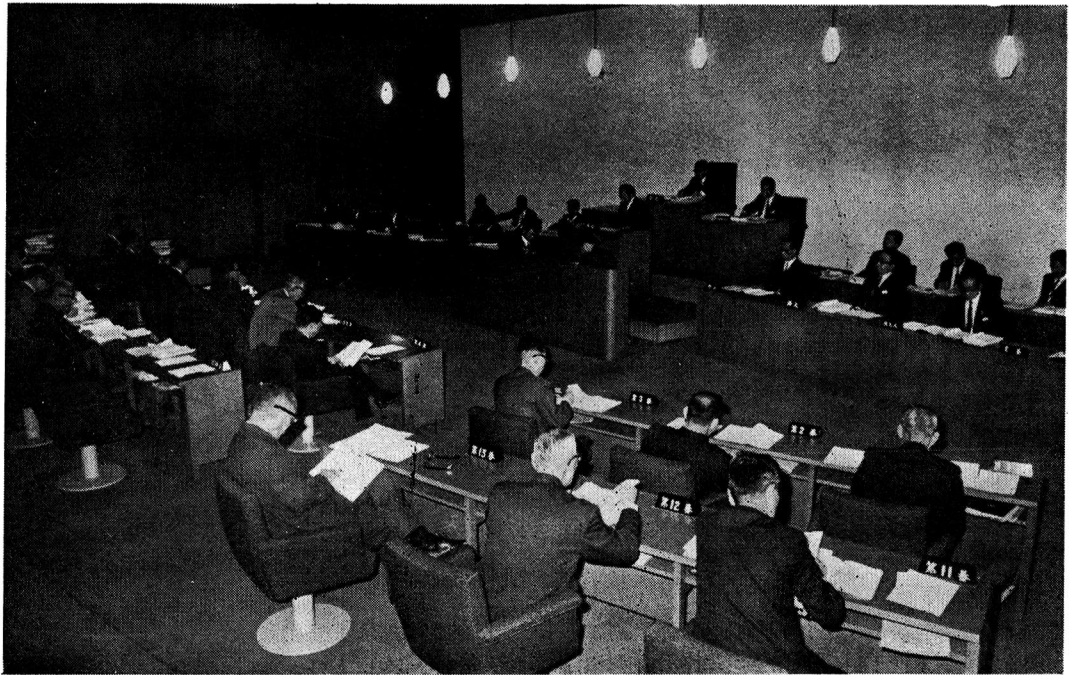


議 会 報

ぶ つ さ

No. 1

昭和 44 年 4 月 25 日
 福生町議会事務局
 ☎ 0425-51-1511(代)



第一回定例会



発刊にあたって

議長

田村 匡雄

このたび議会報ぶつさを発刊するに際し、謹んでご挨拶を申しあげます。

現行の地方自治制度は「住民の住民による住民のための政治」を達成することを基本理念としており、議決機関として議会のはたす役割は重大であり、その一挙一動は町村進歩の鍵を握るものといっても過言ではありません。議会は常に首長の行政を見守り寛容と協調を図りながら、真の意味の抑制均衡の妙味を発揮し、運営してこそ自治のうま味が醸し出され、発展してゆくものと信じます。

幸い私達の住む福生町は、消費都市として発展させるべき一大施策である市街地開発事業も着々と成果を挙げつつあって、人口も施設の充実と相俟って三万七千二百余人を数えるまでに成長いたしました。このことは、町民みなさまの倦まず挑みず住民生活を豊かにしようとした協力と努力の結晶であります。地方行政も民間企業に劣らず創意と勇気、努力そして決断に俟つべきものが多く生まれる時で、生活の基盤となる環境整備を心掛けることにおいて自治体の演ずる行政責任は詢に大であり、優れた経営者たる首長と、よき協力者たる議会との合意によってこそ理想の自治像が生れてくる次第で住民を忘れ遊離した議会政治であってはならないと思ひます。この点議公人の常に心すべき極めて重大なところであります。このため私達は町民みなさまの代表として行政の一端を担うにあたり、議会活動の実態を知っていただき身近なものとし且その重要性を認識していただく意味において、この小紙を発刊するに至った次第であります。

今後ご意見をいただき、それを糧として成長させ町民のみならずと議会が一つになるかけ橋の役割を果たすよう願っております。私達は微力ではありますが首長の唱導する安全、快適、健康便利を軸とし、福生町を理想の消費都市とすべく努力する所存であります。躍動の春を迎え、みなさまの御健康をお祈りいたし、今後の御協力をお願い申しあげまして発刊のご挨拶といたします。



発行に際して

町長 石川 常太郎

このたび「議会報ふっさ」創刊号が発刊されますことは、誠にご同慶にたえません。この機会に日頃町政に対し、ご熱意ある議会活動に心から敬意を表します。

福生町は、首都東京の衛星都市としての地域開発にとめておりまして、先ず教育施設の充実、道路環境の改良、環境衛生、福祉施設の拡充多摩河原地区の開発等町民の福祉の向上につとめ、その目的達成のためには、町民各位の深いご理解とご協力、そして議会と理事者が一体となつて努力しなければならぬことはいまうまでもありません。

町民の皆さんに、町行政の実態を知っていただくことが必要なことと存じます。こうした意味からも、このたび発行されます議会報は、非常に意義深いものであると思ひます。何卒、これを機会として建設的な、ご意見、ご指導いただきまして、明るく任みよい福生町でありますように、各位のご協力を重ねてお願い申しあげ議会報発刊のあいさつといたします。

議会のしくみ

定例会と臨時会

議会には、定例会と臨時会があり、定例会は地方自治法第百二条で年四回以内と定められており、定例的に招集される会議で必ず開かなければなりません。福生町の場合は、毎年三月、六月、十月、十二月に招集されています。定例会は議案審議のほか、議員が町の行政事務について、自由に質問することができま。

臨時会は必要がある場合、特定

の事件を審議するためにのみ招集される議会で、回数制限はなく事件があれば何回でも開くことができますが一般質問はできません。また、議会が開かれる場合は町の掲示板に告示します。

常任委員会と特別委員会

常任委員会は、委員会の条例により、つぎの三委員会があり、町の事務を調査したり議案、陳情等の審査を行ない、任期はそれぞれ一年となっております。

総務委員会 調査室、総務課、税務課、教育委員会及び収入役室に関する事務並びに他の委員会の所管に属しない事務
建設委員会 産業課、土木課及び都市計画課に関する事務

厚生委員会 住民課、民生課及び水道課に関する事務をそれぞれ所管します。
特別委員会とは、特別の事件を審査するため必要の都度議会の議決で設置され、事件の審査が終るとなくなりま。

現在、町議会には広域行政促進、都立多摩校分校昇格促進、福祉センター建設の三特別委員会があります。

町議会の構成

◎印は委員長 ○印は副委員長

厚生委員会			建設委員会			総務委員会			議長	副議長
氏名	所属	住 所	氏名	所属	住 所	氏名	所属	住 所	氏名	氏名
松本平九郎	日本共産党	熊川 一、三一五	川杉重雄	公明党	熊川 一、二二三	関 米吉	日本社会党	熊川 八八八	田村匡雄	岩田博
杉本皆雄	無所属	福生 一、〇一〇	伊東忠次郎	無所属	本町 七二	高波 忠	無所属	牛浜 六〇	加藤清一	仲沢弘之
小林暢吉	公明党	福生 二、四七六	末次性男	無所属	志茂 一九二	石川繁治	無所属	熊川 七五	大野行夫	大野行夫
中里元一	公明党	福生 一、〇〇五	森田秀雄	無所属	熊川 七五	中西虎藏	無所属	熊川 七五	石川信義	石川信義
水谷清一	無所属	福生 八〇〇	塩野鉄之助	無所属	熊川 七二	高波 忠	無所属	熊川 七五	岩田博	岩田博
小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	大沼秀伍	大沼秀伍
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	中村国太	中村国太
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	関 米吉	関 米吉
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七	無所属	熊川 三七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	石川繁治	石川繁治
◎高橋仁春	無所属	熊川 五七六	伊東忠次郎	無所属	熊川 七二	石川繁治	無所属	熊川 七五	高波 忠	高波 忠
◎小堀仁七										

第 1 回 定 例 会

昭和44年度予算が成立

一般会計 8億5,000万円
 特別会計 4億8,019万1千円

条例の一部改正など二十四議案審議

昭和四十四年第一回福生町議会議定例会は三月十二日に開会し、二十四日閉会しました。

この定例会は、予算議案といわれ四十四年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算六件、四十三年度各会計補正予算六件と町長提出の条例の一部改正八件、議員提出議案一件、請願一件その他福生地区消防組合議会議員の選挙など六件が審議されました。

なお、これに先だって町長の施政方針演説、議員七名による一般質問が行なわれ、町長の所信を質しました。

本会議の日程

第一日目 三月十二日

まず会議録署名議員の指名、会期を三月十二日から三月二十四日までの十三日間と決定、町長の施政方針演説、つづいて一般質問が行なわれこれに対する答弁があり午後二時十四分延会。

第二日目 三月十三日

前日に引きつづき議案審議が行なわれ、福生町公益質屋基金条例の一部改正などの条例改正四件を原案可決、福生町消防団条例の一部改正などの条例改正四件を各委員会に付託、四十三年度各会計補正予算六件を原案可決、四十四年度各会計予算を各委員会付託、町

区域の設定を原案可決、町道路線の廃止を担当し委員会に付託し、時間延長となり午後十時四十分散会

第三日目 三月二十四日

この日は、定例会の最終日で、各常任委員長から付託された条例改正、四十四年度各会計予算の審査報告があり、採決の結果いづれも原案のとおり可決されました。このほか町道路線の廃止を原案認定、議員提出による福祉センター建設特別委員会設置が可決され、これによる委員会委員の選任がされ、更に福生地区消防組合議会議員の選挙も行なわれ、つづいて陳情第二号を委員会付託に、閉会中の継続審査申し出、特定事件の継続調査をそれぞれ決定し午後零時三十三分閉会。

議案審議とその結果

議案第十号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の改正による適用条項を改正するもので原案可決
 議案第十一号 福生町公益質屋基金条例の一部を改正する条例
 貸付額の増加に伴い公益質屋の基金に不足を生じたため、二百万円増額し五百万円とするもので原案可決

一 般 会 計 予 算 割 合

〔歳入〕			〔歳出〕		
款	予算額	総額に対する割合(%)	款	予算額	総額に対する割合(%)
町 税	千円 370,000	43.5	議 会 費	千円 19,225	2.3
自動車取得税交付	15,750	1.9	新 規 総 務 費	115,153	13.5
基地交付金	45,000	5.3	民 生 費	150,777	17.7
地方交付税	105,000	12.4	衛 生 費	94,362	11.1
交通安全対策特別交付金及び負担金	2,450	0.3	新 規 農 林 水 産 費	7,316	0.9
特別交付金及び負担金	5,166	0.6	107.8	8,455	1.0
手数料及車庫数	33,217	3.9	200.8	186,725	22.0
国庫支出金	122,540	14.4	217.1	31,513	3.7
都 支 出 金	61,452	7.2	193.0	201,371	23.7
財 産 取 入	279	0.03	68.9	32,536	3.8
繰 越 金	32,000	3.8	320.0	2,567	0.3
諸 取 入	25,646	3.0	115.3		
町 債	31,500	3.7	57.1		
繰 入 金	0	—	—		
計	850,000	100	137.4	850,000	100

議案第十二号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 議案第十三号 非常勤の特別職の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 議案第十四号 福生町議員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 議案第十五号 福生町消防団条例 4頁へつづく

各会計別前年度予算との比較

会 計 名	本年度	前年度	増減	前年度比(%)
一 般 会 計	千円 850,000	千円 618,419	千円 231,581	137.4
国 保 特 別 会 計	108,728	96,425	12,303	112.8
公 益 質 屋 特 別 会 計	1,484	1,438	46	103.2
福 生 土 地 区 画 整 理 特 別 会 計	81,873	55,010	26,863	148.8
と 畜 場 特 別 会 計	22,586	25,378	△2,792	89.0
水 道 事 業 会 計 取 益 的 取 支	125,270	108,846	16,424	115.1
〃 資 本 的 取 支	140,160	106,636	33,524	131.4
公 共 用 地 特 別 会 計	90	0	90	新 規
計	1,330,191	1,012,152	318,039	131.4

3頁よりつづく

の一部を改正する条例

福生町消防団員の報酬、費用
弁償、旅費を郡内他町村との均
衡上改正するもので、原案可決
議案第十六号 福生町の一般職員
の給与に関する条例の一部を改
正する条例

議案第十七号 福生町公営企業職
員の給与の種類及び基準に関す
る条例の一部を改正する条例
議案第十六号及び第十七号

は、一般職の職員の給与に関す
る法律等の一部が改正されたこ
とにより期末、勤勉手当の率の
配分を改正するもので、それぞ
れ原案可決
議案第十八号 昭和四十三年度福

生町一般会計補正予算(第六
号)
補正による総額は、歳入歳出
それぞれ八億七千四百七十七万
五千円となった。主なものは下
の川排水路工事、西多摩衛生組
合負担金、仮称第六小学校用地
買収費等で、原案可決

議案第十九号 昭和四十三年度福
生町国民健康保険特別会計補正
予算(第一号)
補正による総額は、歳入歳出
それぞれ一億四百九十二万七千
円となった。主なものは療養給
付費の追加で、原案可決

議案第二十号 昭和四十三年度福
生町公益質屋特別会計補正予算
(第二号)
十四万円を減額し、補正後の
総額はそれぞれ百五十五万一千
円となった。原案可決
議案第二十一号 昭和四十三年度
福生町福生都市計画福生土地
画整理事業特別会計補正予算
(第三号)
債務負担行為だけの補正で原
案可決

議案第二十二号 昭和四十三年度
福生町と畜場特別会計補正予算
(第三号)
補正による総額は、歳入、歳
出それぞれ三千八十九万九千円と
なった。主なものはと場内の
冷庫倉整備工事で、原案可決
議案第二十三号 昭和四十三年度
福生町水道事業会計補正予算
(第三号)
収益的支出一億二千四百八十
四万四千円、資本的支出一億百
二十万五千円の組替予算で、原
案可決
議案第二十四号 昭和四十四年度
福生町一般会計予算
予算総額は、歳入、歳出それ
ぞれ八億五千万円となり、地方
債限度額三千五百五十万円、一時
借入金への借り入れの最高額一億
円をそれぞれ定めたもので、主
な内容は、歳入で税金全般にわ
たる自然増の他に、本年度新規
に自動車取得税、交通安全対策
特別交付金、福祉センター及び
学習等供用施設補助金、等があ
り、ほかに、基地交付金の増額

町長の施政方針(要旨)

本年第一回定例会にあたり施政
の方針を申し上げます。

昨年度において議員各位をはじめ
町民各位の深いご理解とご協力に
より、いくつかの大きな事業が完
成いたしましたことを心からお礼
申し上げる次第でございます。

最近の経済のめざましい発展と
ともに、地方財政も好転し、わが
町も四十二年には大中黒字とな
り、四十三年度最終予算も八億七
千余万円と大形化し、さらに本年
度当初予算において、前年比三七
名の増の八億五千万円となったこ

とは、町発展にもご同慶にたえな
いしであります。

本年度も経費の節減、公共投資
の増大につとめ、限られた財源で
もつと住民福祉、地域社会の向上
につとめたいと思っております。そ
うした観点から本年度予算も教育行政
の強化、都市開発の促進、環境衛
生及び民生の安定、土木、交通行
政の拡充の四本柱を基調として編
成した次第でございます。

その一つとして、本年度の最重点
事業として、福祉センターを建設
する考えであり、これは福生公園

内には地下一階、地上三階の鉄筋コ
ンクリート造り、延べ一九七九平
方米の建設いたす計画で、この内
本年度は地下一階と地上二階を建
設し、三階は四十五年度で建設い
たす考えであります。さらに加美
平地区内に第一小学校分校を建設
し、将来は第六小学校とすること
に加え、武蔵野台に引きつづき

多摩河原地区の区画整理事業を行
なう予定であります。また、既成
市街地の再開発も合わせ進めてい
きたいと思っております。この
点は地域住民のご協力をいただき
なければ不可能であると思いま
す、その外道路関係も計画路線、
重要道路を重点的に整備し、交通

安全も十分留意していき、さらに
広域行政の推進については、目
下、特別委員会ともども陳情を統
けておりますが、最近自治省では
十万都市を目標に共同処理方式に
よる新しい広域行政のあり方を推
進しており、当町もこの方針にそ
って努力していく考えであります
なお、横田基地をもつ宿命の町
として、騒音等の公害に悩まされ
ていますが、基地の存在は国の方
針であり、その存置、撤廃につ
いては町として力及ばない問題で
あります。しかし、これによる公
害に対しては国の責任であるから
町のため利益になるよう最大の努
力をしていきたい考えであります。

各種の事業補助金等です。一方
歳出の事業面では、福祉センタ
ー及び学習等使用施設建設費、
仮称第一小学校分校新築工事、
第三小学校増築工事、下の川排
水工事等の土木工事、町営水泳
場の経費などで、原案可決
議案第二十五号 昭和四十四年度
福生町国民健康保険特別会計予
算
予算総額は、歳入、歳出それ
ぞれ一億八千七百八十二万八千円
で、原案可決
議案第二十六号 昭和四十四年度
福生町公益質屋特別会計予算
予算総額は歳入、歳出それぞ
れ百四十八万四千円で、原案可
決
議案第二十七号 昭和四十四年度
福生町福生都市計画福生土地
画整理事業特別会計予算
予算総額は、歳入、歳出それ
ぞれ二千二百五十八万六千円で
原案可決
議案第二十八号 昭和四十四年度
福生町と畜場特別会計予算
予算総額は、歳入、歳出それ
ぞれ二千二百五十八万六千円で
原案可決
議案第二十九号 昭和四十四年度
福生町水道事業会計予算
第四期拡張事業第二年度目にあ
たり、業務の予定量、収益的収
支、資本的収支、重要資産の取
得等を主な内容とし、収益的収
支

5頁へつづく

(4頁よりつゞく) 支一億二千五百二十七万円、資本的収支一億四千十六万円、原案可決

議案第三十号 昭和四十四年度福

生町公共用地特別会計予算

予算総額は、歳入、歳出それ

第一回定例会における一般質問は、七人の議員により町政全般にわたりに行なわれました。要旨はつぎのとおりです。

事務の共同処理、中小商店の保護育成は

質問 広域化の見地から計算センター及び福祉センター等の共同使用の考えはあるか、また、大形店舗の進出による、中小商店の保護育成についてその対策をききたい。

町長 共同処理を研究する段階にきていると思う。計算センターについては、今後十分検討すべき問題だ。現在は税務関係で一部委託し、新年度は更に水道も委託する考えである。福祉センターについては、衛生組合の余熱利用も考えたが、各町とも独自で建設の考えであり福生町でも市になつたら、義務になければならないものなので、単独設置にふみきつた。

商店街の育成については、直接の指導育成はむずかしいので消費都市としての人口増や環境整備等行政の面で関与することになると思う、こうすることが商店の発展

た、原案可決

議案第三十二号 町道路線の廃止

武蔵野台土地区画整理事業が完了したので、町区域を設定し

につながらると考えるので、今後商店との話し合いを十分していき

駐車場の設置は

質問 駐車場の設置はどうか

町長 駐車場の設置するだけの広い場所がないし財政の問題もあり、今後市街地の再開発とともに考えていきたい。

商店の振興対策は

質問 商店の振興対策について、

商店の振興対策について、具体策を伺いたい。また、七夕祭りについてどう考えているか、公営の便所を設置する考えはあるか。

町長 商店街の振興について今後積極的に研究してみたい。七夕祭りについても福生町が大きき発展するために必要であり

今後も続けていく考えである。公衆便所については、場所があれば駅前につくりたい。

区画整理事業の今後の見通しは

た、原案可決

議案第三十三号 特別委員会の設置について

道路法にもとづき、不用となつた町道路線を廃止するもので

原案認定

質問

区画整理事業の今後の見通しについて伺いたい、また、多摩河原開発について、組合施行から公社委託になった場合の小・中学校用地はどうなるのか、国における都市計画法の施行にともない、町の計画変更はあるのか

町長 加美平区画整理事業は本年度も予定通り進行し、来年度も順調に施行できると

思う、多摩河原の公共用地は現在公社にかたがわりする考えはない。ただし、その方が有利になる場合はまた考えた

い、新都市計画法については、細則が出ていないのでわからないが、現在のところ従前どおり施行できる予定である。

母子家庭に対する交通災害共済の公費負担の考えは

質問 交通災害共済に対する公費負担

を母子家庭まで、広げる考えはあるか、また児童公園の設備の充実について、具体策を聞きたい。

町長 母子家庭に対する交通災

議案第三十三号 特別委員会の設置について

福祉センター建設特別委員会

が、昭和四十四年三月二十四日

から建設完了まで、九名の委員

によって設置された。原案可決

害共済については、担当の民生委員等に研究していただくようにしたい。児童の遊び場施設については、土地所有者の申し出があれば、砂とか遊具施設を作っている。

町政と都政について

質問

革新都政の下では、福生町は差別されているか、差別されているとすればその事実を示されたい。

町長 別段差別されていない、私も公務員として、政党、政派にとらわれることのない行政をいたしたい。

区画整理内と一般町道の格差について

質問

区画整理区域内の道路と一般町道整備の格差が大きいのが今後どうするか、また、新設道路についての考えは、

町長 道路問題については、それぞれの道路の重要度、必要度の順にしたがって整備している。なお、新道も必要により新設しなければならぬと思っている。

6頁へつゞく

議 会 用 語 の 解 説

議会では、いろいろ特定の用語を使います。今後この欄で用語の解説をいたしますからご参考にしてくださいと思います。

委員会付託 議案及び請願、陳情を常任委員会又は、特別委員会に付託することをいい、議長の職権で付託する方法と、本会議にはかって付託する方法があり、当町では、本会議にはかって付託しています。

委員会報告書 委員会が事件の審査又は、調査を終ったときは、報告書をつくり委員長から議長に結果、すなわち、可決、否決採択、不採択などを文書をもって報告するものです。

委員長報告 委員会には付託された議案、請願陳情につき、それが本会議の議題となつたとき、委員長が審査の経過及び結果を報告することです。

専決処分 本来は議会の権限に属する事項を町長が議会の議決を経ないで処分することをいい、専決処分できる場合は、(1)議会が成立しないとき、(2)議会を招集するいとまがないとき

(3)議会において議決すべき事件を議決しないとき。などで処分後、次の議会に報告し承認を求めなければなりません。

一 般 質 問

5頁よりつゞく

第一小学校校庭を駐車場に

質問

駐車場として、第一小学校の校庭地下に設置、開放したらと思うが、町当局の考えを聞きたい。

町長 第一小学校校庭を利用することは、法的には支障ないが教育委員会の意見も聞きたいと思う。ただし、莫大な工事費がかかる。

基地公害のある割には、基地交付金が少なすぎるが

質問

最近における、輸送機の発着は町の了解のもとになされているのか、また、どういう態度でこれに対処していく考えか、固定資産の評価から見て、基地交付金はあまりにも少なすぎると思う。まことの住氏福祉は基地撤去にあると思うがどう考えるか。

町長 輸送機の発着については、町に連絡、了解はない。基地交付金も昭和四十三年度においては、固定資産評価の半分三千五百万円では少ないので、今後も全国基地協議会等を通じ強力に運動する考えである。基地存廃は国対国のとりきめであり小さい町が運動しても撤去はむずかしいと思う。基地はないにしろない撤去というところでなく、交付金の増額ということで運動を進めていきたい。

小口事業資金の貸付制度緩和の考えはあるか

質問

小口事業資金の貸付制度の貸付期間、保証人等について緩和の考えがあるか、利用者ほどの位いか、また、貸付後すえ置き期間設置の考えはあるか。

町長 貸付額三十万円以上は、二名の保証人となっているが、新年度から一名にしたいと考えている。融資期間も十ヶ月となっているのを設備資金と運転資金に分け、設備資金を二年、運転資金を一年としたいと思う。産業課長 昭和四十三年年度の貸付件数は三十一件あった。

高層住宅、学校の防災は

質問

最近高層住宅の入居者が多いがこれに対する災害避難訓練及び指導をしているか、町内の小、中学校校舎の非常階段が少なくないと思うがどうか。

町長 町の防災計画にしたがって実施している。各学校の非常階段については、教育委員会、学校長等と協議していただき必要があるということであれば予算措置をいたしたい。

消防長 学校も熱心に訓練している。自衛消防として、大きい建物の非常訓練を二、三回やったことがある。いずれにしても現時点では、署員も少なく事務的におわ

れているので随時やっていきたいと思っている。

道路占用料を町がとっていない理由は

質問

福生町では、道路占用料をとっていないのはどうしてか

町長 道路の占用料については道路の改修工事その他で電柱の移設費がかかり、徴収しない方が有利なので条例も設けず徴収していない。

加美平区画整理地区内の道路整備がおくれているが

質問

加美平区画整理地区内の道路整備がおくれているがどうするのか

町長 加美平区画整理地区内の道路ですが、なんとかして四十四年度中には完成させたいと思う。

都知事のは尿処理費無料の言明は

質問

尿処理について都知事は都内格差是正の点から無料にすると言明しているがどう思うか

町長 都知事のは

尿処理に対する発言ですが、町の現状としては不可能である。都では三多摩にもおよぶということですので、そのようにお願いする以外にないと思う。

枝道の整備を

質問

町内の裏道路の整備をいそいでやる必要があると思うがどうか

町長 枝道の今後の対策ですが四十五年度には、四米以上の道路整備を終らせ、その後必要度に応じて着手していきたい。



一般質問に答弁する町長

議 会 日 誌

一月	6日	国鉄復線化陳情
7日	7日	全国基地協議会実行委員会(1月13日まで連日)
22日	22日	防衛道路建設陳情
25日	25日	副議長、常任委員長会議
28日	28日	第一回臨時議会
29日	29日	三多摩上下水協議会下水(第二)委員会、新市制問
31日	31日	題国会陳情
二月	3日	新市制実現全国期成会役員会、東京都町村議会議長会定期総会
5日	5日	総務委員会、広域行政促進特別委員会、全員協議会
6日	6日	新市制問題国会陳情
7日	7日	新市制問題国会陳情
12日	12日	新市制実現全国期成会役員会
14日	14日	総務委員会、福生、秋多町総務委員会合同会議、都下水路組合議会議長合同会議
18日	18日	福生、羽村、瑞穂三町町長
19日	19日	建設委員会、総務委員会
20日	20日	北多摩西部消防組合視察
22日	22日	全員協議会、福生、羽村、瑞穂三町消防組合設立準備会

多摩河原土地区画

整理事業はじまる

▽第一回臨時議会△

昭和四十四年第一回臨時議会は、一月二十八日に招集(会期一日)され、昭和四十三年度一般会計補正予算など、八議案をいずれも原案可決、請願、陳情、水道事業の運営を閉会中の継続審査とし閉会した。

議案審議とその結果

議案第一号 福生町立学校設置条例の一部を改正する条例

第五小学校の独立開校による条例の一部改正で 原案可決

議案第二号 福生町助役の定数条例を廃止する条例

町条例で「町に助役を二人置く」となっているのを廃止し、一人としたもので 原案可決

議案第三号 福生都市計画福生多摩河原土地区画整理事業施行規定を定める条例

多摩河原土地区画整理事業を施行するための条例で 原案可決

議案第四号 昭和四十三年度福生町一般会計補正予算(第四号)

補正後の額は、才入、才出それぞれ七億八千七百三十万五千円となった、主なものは防衛道

路の舗装工事、第五小学校防音併行工事さらに第三小学校のプール築造を債務負担行為により施工するもので 原案可決

議案第五号 昭和四十三年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)

補正後の額は、才入才出それぞれ六千十五万七千円となった、これは多摩河原の区画整理関係で当初組合施行の予定であったが、都の計画変更により町施行となったもので 原案可決

議案第六号 福生町助役の選任同意について

助役にもと収入役の篠崎俊夫氏を選任するもので、原案同意

議案第七号 福生町収入役の選任同意について

収入役にもと調査室主査の橋本孝蔵氏を選任するもので原案同意

議案第八号 業務委託に関する協定書の同意方について

多摩河原土地区画整理事業を新都市建設公社に業務委託するもので 原案同意

議案第九号 福生地区消防組合の設立について

昭和四十四年第二回臨時議会は、二月二十八日に招集(会期一日)され、福生地区消防組合の設立についての議案を可決、報告一件を承認、請願一件を採択し閉会した。

▽第二回臨時議会△

議案審議とその結果

報告第一号 専決処分承認を求めることについて

都の振興基金(基金六百万円で第五小学校建設費にあてる)の貸付が急にきまり議会を招集する時間がないため、昭和四十三年度一般会計補正予算(第五号)を町長が専決し、議会に報告したもので 原案承認

議案第九号 福生地区消防組合の設立について

最近における工場団地の進出、公社、公団などによる住宅団地の建設により急激に都市化の現象が進められ、人口も急増しこれに対応して消防力を強化し、併せて救急業務の万全をはかり、住民の財産と生命の安全を確保するために、このほど福生、羽村、瑞穂の三町で消防

福生地区消防組合が

設立される

に関する業務を共同で処理するため、規約を定めて設立しようとするもので、規約の主なものは、名称を福生地区消防組合としたこと。

二、事務所の位置を従来の消防本部の位置、福生町本町十八番地としたこと。

三、組合議会議員定数を九人とし、各町それぞれ三人としたこと。

四、管理者は三町長の互選によるが選任されるまでの間福生町長が行なうこと

五、組合の経費は三町の負担金、その他の収入によること

これらは知事の許可のあった日から施行するもので四月一日から発足の予定です。

なお、町は単独の消防署設置に努力し、順調に進展したわけですが国の広域圏の指導方針、都からの三町組合消防設立の行政指導があり、消防力の機能の増強が単独でやるより組合消防の方が機能の増強ができると判断し組合消防とした 原案可決

24日 西郡議長会

25日 全員協議会、福生、羽村、瑞穂三町消防組合設立準備会

27日 三市六町基地協議会

28日 第二回臨時議会、厚生委員会

4日 福生伝染病院組合議会、新市制実現全国期成会役員会、三多摩上下水協議会道路(第三)委員会

5日 新市制実現全国期成会総会議会運営委員会、都市下水路組合議会

7日 第一回定例会

12日 第一回定例会(2日目)、全員協議会

13日 建設委員会

14日 厚生委員会

15日 航空機騒音影響報告会

17日 新市制実現全国期成会役員会

18日 総務委員会、議会運営委員会

19日 正副議長、広域行政特別委員会正副委員長会議

20日 新市制問題国会陳情

21日 第一回定例会(最終日)、全員協議会

22日 新市制問題国会陳情(28日まで連日)

24日 狭山火葬場組合議会定例会

25日 西多摩衛生組合議会定例会

28日 福生地区消防組合議会(初議会)

請 願 と 陳 情

請願と陳情について、第一回臨時会から第一回定例会までの分についてお知らせいたします。

採択されたもの

請願第八号 町道二三三三三号線改修、排水並びに舗装及び西武拝島駅に通ずる架橋に関する請願書
提出者 福生町熊川一、六八

一、三好忠義氏福生町熊川一六四〇、本間尚氏ほか百五十四名

不採択となったもの

陳情第一号 福生町私立幼稚園園児に対する援助措置に関する陳情書
提出者福生町熊川九六〇 高橋弘喜氏ほか九名

継続審査となったもの

請願第七号 境界変更に関する請願書
提出者 秋多町草花五の八安房房氏ほか十四名

請願第一号 道路新設に関する請願書
提出者 福生町熊川九七四 田

福祉センター建設特別委員会

委員及び福生地区消防組合議会議員

選任結果

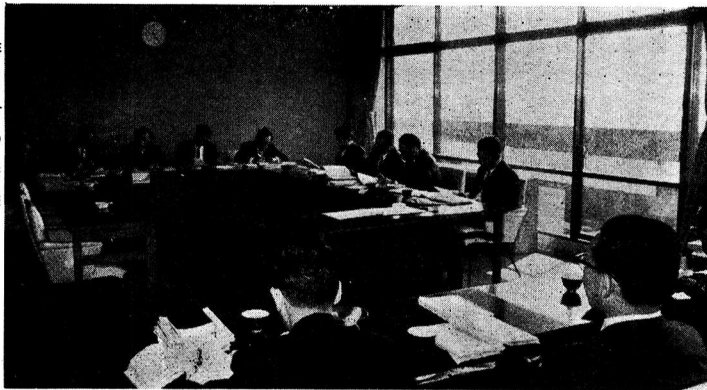
議案第三十三号により、福祉センター建設特別委員会の設置が議決されたので委員を指名し、委員長及び副委員長を互選の結果つぎのとおり決定、今後福祉センター建設について専門的に審査することになりました。

委員長 塩野鉄之助
副委員長 仲沢 弘之
委員 加藤 清一
石川 信義
川杉 重雄
末次 性男
高橋 千春
小林 暢吉
水谷 清一

また、福生地区消防組合議会議員三名の選任も行われ田村匡雄議長、岩田博副議長、大野行夫議員が組合議会議員として選出されました。

代伝次郎氏ほか十五名
あたらしく委員会
付託したもの

陳情第二号 糞尿処理料金撤廃に関する嘆願書
提出者 瀬古清掃社
武陽運送株式会社
瀬古周吉
福岡末男



委員会の審議

請願と陳情は

このように

請願、陳情はみなさんの声を直接議会に反映させる制度です。願意をまちがいがなく議会に提出するため、つぎの点にご注意ください。

○請願書は、議員一名以上の紹介が必要で、陳情書は、その必要がありません。

○請願、陳情文は、できるだけ簡潔かつ明りりようにお書きください。

○半紙半分の大きさの用紙に楷書で書いてください。

○文体は邦文で要旨、理由、提出年月日、請願者の住所氏名（法人は名称、代表者氏名）を記載し押印しないと受け付けられませんからご注意ください。

（表紙）

○〇に関する請願書
紹介議員
○○○○○○○○
○○○○○○○○

（内容）

○〇に関する請願書
理由……………
要旨……………
請願者……………
住所……………
氏名……………
年月日……………
福生町議会議長
○○○○殿

議 会 を 傍 聴 しまし ょう

第2回定例会は
6月に開かれます

編 集 後 記

このたび待望久しかった議会報を発刊する運びとなりました。この小紙は年四回定例会ごとに発行の予定です。

議長が発刊のあいさつにもありますように明るい住みよい町造りのため議会と町民みなさんのかげ橋となって成長することを編集者一同は願っております。

◇ ◇ ◇
なお、より充実した内容とするためのご意見をお寄せください。